

## (参考1) 総合特区のコンセプト

日本が抱えている政策課題、問題の解決策を模索する「手段」

総合特区の「目的」は政策課題、問題の解決策を模索すること

(ポイント1) 総合特区の対象とすべき政策課題、問題の設定。

(ポイント2) 「目的」の実現可能性が高い総合特区の選択。

(ポイント3) 「目的」の実現可能性を高める政府による支援。

### 構造改革特区

特定の規制・制度について、全国的な改革に先駆けて、規制・制度の見直しを「試行」するもの。特定の規制・制度の見直しをする「目的」を明確にして、その「手段」として構造改革特区を認定する。その成否は、「結果」によって評価されなくてはならない。平成14年度からスタートした同制度の下で、現在までに18次にわたり特例措置の提案募集を行った結果、17次募集までで4938件(重複を除く)の提案がなされ、そのうち、691件(特区225件、全国対応466件)の提案が実現し、46件が今後検討されることになっている。

## (参考2) ポイントへの対応

### 政策課題の設定

- (例1) 持続可能な農業、国際競争力の高い農業を実現するための方策を探る。
- (例2) 持続可能な林業、間伐材の有効活用と産業化が可能な林業を追求する。
- (例3) 安心、安全な地域医療、最高レベルの医療政策と医療産業を追求する。
- (例4) 「新しい公共」に資する公共サービス、行政サービスのあり方を模索する。

**包括性**

+

**戦略性**

### 総合特区の選択

- (注1) 運営母体（自治体、経済界、企業、NPO等で構成）が明確であること。
- (注2) 規制・制度改革による目的達成（財政支援が目的の総合特区申請は不可）。
- (注3) 参加者自身がリソースを集中投下（参加自治体の予算等の検証が前提）。
- (注4) 実現可能性の信頼度の高い地域、運営母体、参加者、政策課題であること。

**必然性**

+

**本気度**

### 政府による支援

- (前提1) 設定された政策課題に対して、政府自身が戦略的構想を保持すること。
- (前提2) 申請された規制・制度改革等に対して全面的に協力すること。
- (前提3) 選択された総合特区に対して、合理的な内容で財政的支援を行うこと。
- (前提4) 総合特区によって実現、獲得された成果を国の施策に反映していくこと。

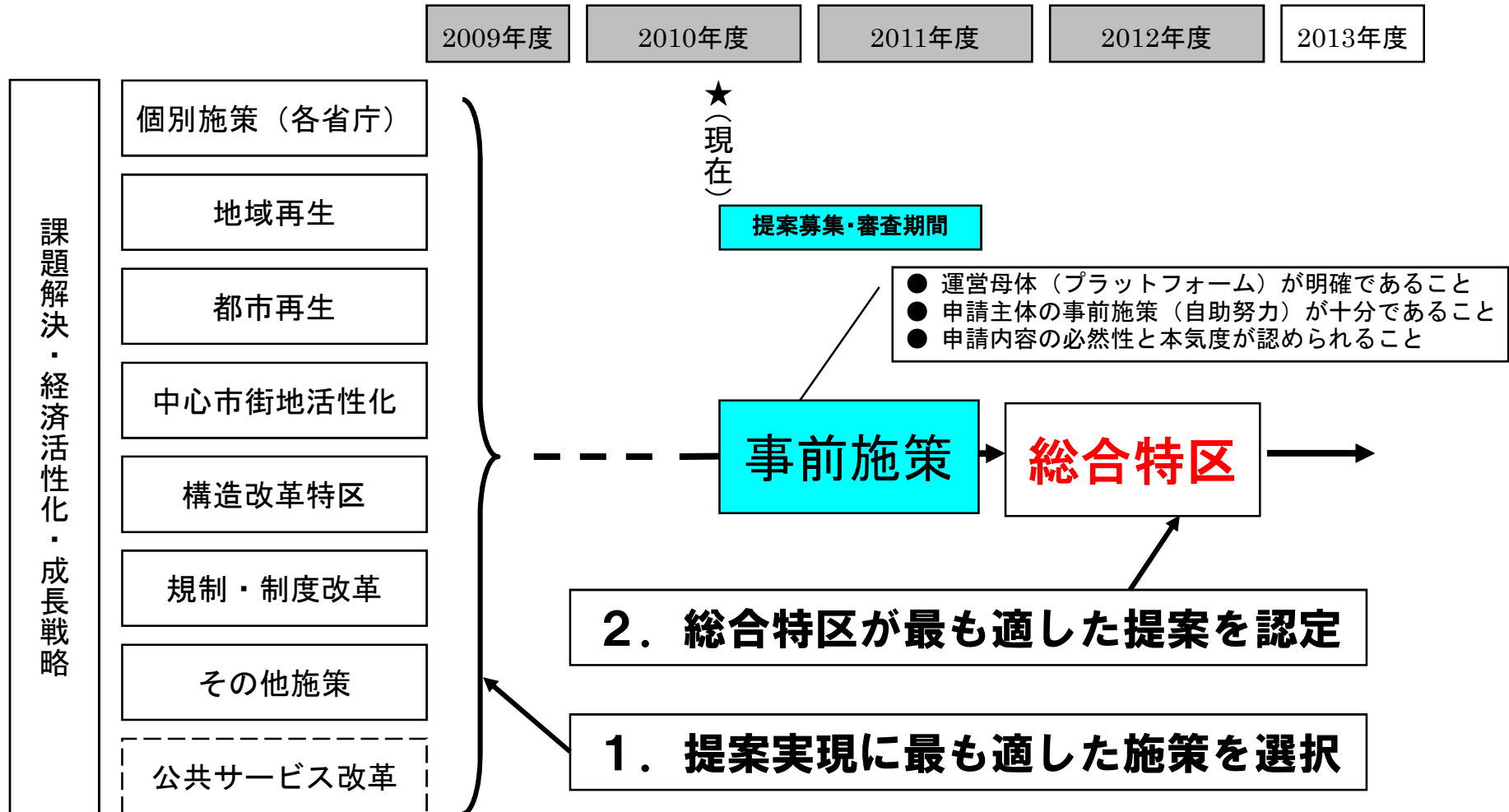
**包括性**

**戦略性**

**必然性**

**本気度**

## (参考3) 今後のスケジュール



## (参考4) 総合特区の位置づけ

